

府内訪問看護事業所の長 様

大阪府健康医療部長

令和 6 年 4 月以降における新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃から本府健康医療行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、令和 2 年 1 月以降、長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症対応に日夜ご尽力いただいておりますことに、重ねてお礼申し上げます。

今般、令和 6 年 3 月 5 日付国事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の医療提供体制及び公費支援等について」のとおり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、本年 4 月以降、通常の医療提供体制となることを受け、令和 6 年 4 月以降の本府における新型コロナ対応について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

本府における 4 月以降における対応を取りまとめた資料はこちらに掲載しています。

第 2 回新型コロナウイルス感染症対策会議

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/tyounaikaigini/tyounaikaigi2.html>

なお、感染対策については、以下の厚生労働省ホームページ掲載資料をご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html)

記

1 令和 6 年 4 月以降の医療提供体制について

(1) 外来医療体制

- 本府における外来対応医療機関の指定を終了します。ただし、一部の医療機関への患者偏在の緩和や発熱患者等の円滑な受診先確保を目的として、3 月末時点で外来対応医療機関の指定を受けている医療機関について、当面の間、府ホームページでの掲載を継続します。

(公表内容) ※ 3 月 31 日時点の情報ですので、情報の更新等はいりません。

医療機関名、所在地、電話番号、指定区分（受入患者の区分）、外来対応医療機関としての開設時間、対応できる外国語

なお、応招義務の考え方については、令和 5 年 10 月 20 日国事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について【更新・第 4 報】位置づけ変更後の応招義務の考え方について」のとおりです。(<https://www.mhlw.go.jp/content/001159189.pdf>)

また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）が 3 月末で終了することに伴い、外来対応医療機関に対するパーテーション等の整備支援や初度設備整備支援を終了します。

(2) 入院医療体制

- 確保病床によらない形で入院患者を受け入れる通常の医療提供体制へ移行します。
また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）が3月末で終了することに伴い、病床確保料及び患者受入実績等のある医療機関に対する設備整備支援を終了します。
- 入院調整については、大阪府移行期入院フォローアップセンターを廃止し、医療機関間で入院先の調整及び決定を行う通常の医療提供体制へ移行します。

(3) 検査

- 重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障がい者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者等への頻回検査は、3月末で終了します。

(4) G-MIS を活用した入院患者数等の報告

- 各医療機関における、医療機関等情報支援システム（G-MIS）での新型コロナウイルス感染症に係る日次調査（新型コロナ入院患者の受入可能病床数、入院患者数、検体採取数等）及び週次調査（外来ひっ迫状況等）については、3月末で終了します（4月以降のG-MISへの入力は不要です）。

(5) 自宅療養者支援サイトの運用

- 新型コロナ自宅療養者等に対応する医療機関名の府ホームページの公表については、3月末で終了します。

2 患者等に対する公費支援について

(1) 治療薬及び入院医療費に係る公費支援について

- 新型コロナウイルス治療薬の薬剤費及び入院医療費の自己負担の一部に係る公費負担制度は3月末で終了します。4月以降は、他の疾病と同様に、医療保険の自己負担割合に応じて患者が負担することとなりますが、医療保険における高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなります。

※治療薬の公費支援終了に関して、厚生労働省より啓発用リーフレットが示されましたので、患者への周知等に活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001219096.pdf>

(2) 公費負担部分に係る請求について

- 医療費の公費負担部分に係る請求について、4月以降においても発生することが想定されますが、財源となる国庫補助金の交付が、令和7年2月末の請求分をもって終了となります。
つきましては、令和7年2月までに審査支払期間へのレセプト請求を終えていただくようお願いいたします。

3 新型コロナに関する相談窓口

- 大阪府コロナ府民相談センター（06-7178-4567）は3月末で廃止します。
4月以降は、一般疾病への通常の対応として、府民からの相談に関しては、保健所における医療相談窓口や#7119、#8000等で対応します。
なお、新型コロナに係る厚生労働省電話相談（コールセンター）（0120-565653）は継続設置されます。

4 患者の発生動向等の把握・公表

- 府内定点医療機関からの患者報告数及び基幹定点医療機関からの入院患者報告数等は、引き続き、大阪府感染症情報センターにおいて、毎週木曜日 14 時に公表します。
また、府民への注意喚起は、国の指標設定にあわせて実施する等適切に対応していきます。
なお、国においては、週1回、全国都道府県の新型コロナ定点報告数公表は継続される予定です。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00438.html)
- 各医療機関における、医療機関等情報支援システム（G-MIS）での日次調査及び週次調査が3月末で終了することから、府ホームページにおける新型コロナ入院患者数等のモニタリング及び公表は終了します。

5 新型コロナワクチン接種

- 予防接種法に基づく特例臨時接種が3月末で終了し、令和6年度においては、秋冬に定期接種が実施されます。
接種対象者については、季節性インフルエンザと同様に、65歳以上の高齢者及び60～64歳で重症化リスクの高い方となります。この他の方についても、予防接種法に基づかない任意接種として接種することは可能です。
- ワクチン接種にかかる相談については、厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター（0120-761-770）が継続設置されますが、一般的な問い合わせについては、市町村窓口での対応となります。
- 府としては、ワクチン接種後の副反応を疑う症状を訴える方からの相談に、引き続き対応します。相談窓口については、4月及び定期接種期間（秋冬）において実施する予定です。